

宮崎県警察における地域警察の運営に関する訓令

平成11年6月29日

本部訓令第16号

本訓令は、宮崎県警察における地域警察官の業務に関し、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 勤務種別及び運用
- 指揮監督及び指導教養
- 通常基本勤務

等である。